

家庭での子育てが困難なとき

① 子育て短期支援事業

病気や出産といった理由でこどもの世話を家庭で行なうことが一時的に難しくなったとき、市が児童養護施設等に委託して、短期間こどもを預かり、保護者の子育て支援をする事業です。子育て短期支援事業には、短期入所生活支援（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2事業があります。所得に応じて利用料が必要です。



問い合わせ先 こども未来課 TEL 096-248-1162

② 児童福祉施設

(1) 児童養護施設

乳児を除き、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて自立を支援することを目的とする施設です。

(2) 乳児院

乳児（保健上その他の理由により特に必要がある場合は、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入所させて、養育することを目的とする施設です。

(3) 児童自立支援施設

不良行為をしたり、または、するおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行ない、その自立を支援することを目的とする施設です。

(4) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、または保護者のもとから通わせて、心理に関する治療および生活指導を目的とする施設です。

問い合わせ先 熊本県中央児童相談所 TEL 096-381-4451

③ こども家庭相談

子育てに関する不安や悩みを感じた時は、お電話ください。来所相談もできます。

相談できる施設	所在地	電話番号
合志市 こども家庭課	市総合センター「ヴィーブル」内	TEL096-248-1199
熊本県中央児童相談所	熊本市東区長嶺南2丁目3番3号 福祉総合相談所内	TEL096-381-4451

児童相談所 全国共通ダイヤル 189（イチハヤク）24時間対応